

山梨米粉普及推進ネットワーク取決事項

1 名 称

「山梨米粉普及推進ネットワーク」とする。

2 目 的

米穀の新たな需要拡大が期待されている「米粉利用食品」に関する会員相互の情報交換、配信及び利用促進等の普及推進を図る。

3 活動内容

- (1) 米粉に関する情報等の交換及び配信に関すること。
- (2) 米粉食品等の普及推進に関すること。
- (3) 全国米粉食品普及推進会議及び関東米粉食品普及推進協議会との連携。
- (4) その他本会の目的に関すること。

4 会 員

「山梨米粉普及推進ネットワーク」の目的に賛同する団体・個人で構成する。

5 役 員

「山梨米粉推進ネットワーク」には世話人会を置き、その中で代表を決める。

6 事 務 局

「山梨米粉推進ネットワーク」の事務局は、世話人会が協議し決定する。

7 経 費

必要に応じて協議する。